

明石市公共工事苦情処理手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、明石市が発注する建設工事について、入札及び契約に関する透明性及び公正な競争を確保するため、入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理する方策を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 この要領による苦情処理の対象となる工事は、次のとおりとする。ただし、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が200万円を超えないものを除く。

- (1) 一般競争入札方式による工事
- (2) 指名競争入札方式による工事
- (3) 随意契約方式による工事

(一次苦情申立て)

第3条 苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲は次に掲げる入札の方法に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 一般競争入札方式

ア 当該入札の競争参加資格の審査の結果、当該参加資格を認められなかったことに対して不服がある者は、市長に対して当該参加資格がないと認められた理由についての説明を求めることができる。

イ 総合評価落札方式による入札における非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、市長に対して非落札理由について説明を求めることができる。

(2) 指名競争入札方式

当該入札と同一の工事種別に登録のある有資格者のうち、当該指名競争入札において指名されなかったことに対して不服がある者は、市長に対して非指名理由について説明を求めることができる。

(3) 随意契約方式

当該契約と同一の工事種別に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の建設工事の種類について建設業の許可を有する者（建設業法第3条第1項に規定する許可を受けている者をいう。）で、当該契約の相手方として選定されなかった理由に対して不服がある者は、市長に対して当該契約の相手方として選定されなかった理由について説明を求めることができる。

(苦情の申立ての方法)

第4条 苦情の申立ては、次に定める期間内に、書面により市長に対して行うことができるものとする。

- (1) 前条第1号アに掲げる苦情にあつては、市長が競争参加資格がないと認めた理由の通知をした日の翌日から起算して7日（明石市の休日を定める条例（平成3年条例第4号）第2条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内
- (2) 前条第1号イに掲げる苦情にあつては、市長が総合評価落札方式による入札の落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内
- (3) 前条第1号ウ及び第2号イに掲げる苦情にあつては、市長が失格とする理由の通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内
- (4) 前条第2号アに掲げる苦情にあつては、市長が指名業者の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内
- (5) 前条第3号に掲げる苦情にあつては、市長が随意契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内

2 前項の書面には、申立者の氏名及び住所、申立ての対象となる工事、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項について記載するものとする。

(苦情申立てへの回答)

第5条 市長は、苦情申立てがあつた場合は、前条の苦情申し立てに係る書面を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に書面により回答するものとする。ただし、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延長できるものとする。

(苦情申立ての却下)

第6条 市長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

(苦情処理結果の公表)

第7条 市長は、苦情申し立てをした者（以下「苦情申立者」という。）に回答を行ったときは、苦情申立者の提出した書面及び苦情申し立てに係る回答書を、閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

(再苦情の申立て)

第8条 第5条に掲げる回答書を受け取った苦情申立者であつて、当該回答書による説明に不服がある者は、市長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。

2 再苦情の申立ては、市長から苦情申立てに係る回答書を受け取った日から7日（休日を含まない。）以内に、書面により市長に対して行うことができるものとする。

3 再苦情の申立てがあった場合は、市長は、速やかに、「明石市入札監視委員会設置要綱」（平成14年10月30日制定）により設置された明石市入札監視委員会（以下「委員会」という。）に審議を依頼するものとする。
（委員会の審議）

第9条 委員会の審議は、前条第1項の規定による再苦情の申立てを行った者（以下「再苦情申立者」という。）及び市長からの書面の提出、必要に応じて双方の意見陳述その他委員会が必要と認める方法により行うものとする。

2 委員会は、再苦情処理に係る審議を終えたときには意見書を作成し、再苦情処理に係る申立てがあった日からおおむね50日（休日を含む。）以内に市長に報告を行うものとする。このため会議の日程も斟酌した上で、迅速な審議が行われるよう留意する。

（再苦情申立てへの回答）

第10条 市長は、再苦情申立者に対し、委員会の審議の結果を踏まえた上で、委員会から審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、その結果を書面により回答するものとする。この場合において、申立てが認められなかったときはその理由を、申立てが認められたときは市長が講じようとする措置の概要を再苦情申立者に対し明らかにするものとする。

（再苦情の申立ての却下）

第11条 市長は、再苦情申立てが、第8条に定める申立要件に該当しない者によりなされたこと、申立期間が徒過していること、所定の事項の記載のある書面による申立てが行われていないことその他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、その申立てを却下することができる。

2 前項の場合にあっては、市長は、却下した日の直近の委員会の会議において報告しなければならない。

（再苦情処理手続に係る明示）

第12条 第5条に掲げる回答書に、第8条から第11条までの規定に係る手続きを記載して明示するものとする。

（再苦情処理結果の公表）

第13条 市長は、再苦情申立者に回答を行ったときは、再苦情申立者の提出した書面及び市長が回答を行った書面を、閲覧による方法により速やかに公表するもの

とする。

(入札手続の執行)

第14条 再苦情の申立ては、原則として、入札手続の執行を妨げない。

附 則（平成14年10月30日制定）

この要領は、平成14年11月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日制定）

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日制定）

この要領は、令和7年4月1日から施行する。